土地家屋調査士名簿登録等の公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録した者及び登録を取消した者を次のとおり公告する。

平成25年3月12日

日本土地家屋調査士会連合会

〈登　　録〉登録日・登録番号・氏名

平成25年２月１日付

東京7770	石井　　修	神奈川2953	菅原　大悟
神奈川2954	地野　　透	神奈川2955	堀井　清行
埼玉2525	高森　　雄	千葉2124	森下　典和
茨城1430	村松誠一郎	山梨 393	宮下　幸宏
新潟2188	和田　正次	大阪3184	木村　興希
兵庫2410	西川　千恵	奈良 426	植田　仁久
奈良 427	園田　秀章	愛知2825	澤田　道孝
愛知2826	平野　昭宏	岐阜1243	坪井　　章
広島1846	髙橋　宏明	岡山1364	大福　勝則
岡山1365	澤田　昌浩	長崎 779	早田　博信
熊本1183	金子　敏男	宮崎 785	稲元　志朗
岩手1138	岩渕　　司	岩手1139	栃沢　光芳
札幌1169	武重　雅昭	札幌1170	橋本　昌樹
札幌1171	**藪**　孝雄	香川 700	高尾　　司

平成25年２月12日付

東京7771	榎林　年洋	埼玉2526	小島　　功
埼玉2527	戸井田　修	茨城1431	**槍**山　政則
大阪3185	羽入　敦子	兵庫2411	佐藤　浩之
兵庫2412	丸山　敦司	奈良 428	椿　　裕久
三重 874	松井　金也	福岡2219	松本　　基
佐賀 546	中村　勝十	札幌1172	本間　朗久

平成25年２月20日付

神奈川2957	堀尾　武史	群馬1013	小林　　豊
愛知2827	比嘉　大輔	福岡2220	松本いづみ
高知 660	下村　貴之		

〈登録の取消し〉登録取消日・登録番号・氏名

平成24年４月24日付		大阪1972	前川　典夫
平成24年11月13日付		愛知1937	岡田鎌太郎
平成24年11月19日付		東京5037	本井　泰夫
平成24年12月28日付		茨城 774	園部　友善
平成24年12月29日付		茨城1075	木村　健二
平成25年１月７日付		新潟1763	外山　禎一
平成25年１月24日付		広島1401	高橋　　宏

平成25年２月１日付

東京7712	木村　敦之	静岡1700	八木　幸男
大阪1150	高杉　昭規	大阪2126	岡田　紳治
愛知1746	原　　秀樹	愛知1979	西村　隆裕
岐阜 870	杉原　四郎	宮城 997	赤間　義則
福島1269	添田　荘明	青森 529	後藤　正記
釧路 201	中井　敏明		

平成25年２月12日付

埼玉1514	須嵜　　修	栃木 749	木下　良雄
長野2385	小山田祐康	新潟1849	品田　　健
島根 343	高橋　正弘	福岡1046	井手　和芳
長崎 576	今西　章二	鹿児島434	吉元　哲三
鹿児島821	瀬之口澄洋	岩手1101	菅井　陸郎
香川 474	新津　晃一		

平成25年２月20日付

東京5880	熊坂　　基	東京6134	山本　博士
埼玉1213	舟橋卯佐美	茨城 953	滝田　　平
大阪2085	淺埜　正明	大分 585	重藤　善信
鹿児島867	地福　義久		

裁決の公告

京都弁護士会が平成23年10月14日に告知した同会所属弁護士　湖海　信成　会員（登録番号18671）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年２月13日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を取り消し同人を懲戒しない旨裁決し、この裁決は平成25年２月18日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

平成25年２月18日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成24年４月12日に告知した同会所属弁護士　吉川　彰伍　会員（登録番号13105）に対する懲戒処分（退会命令）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年１月16日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成25年２月22日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成25年２月22日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

大阪弁護士会が平成24年５月10日に告知した同会所属弁護士　玉城　辰夫　会員（登録番号13656）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年２月13日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成25年２月20日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成25年２月20日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

大阪弁護士会が平成24年５月29日に告知した同会所属弁護士　廣田　　稔　会員（登録番号15708）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年２月13日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成25年２月20日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成25年２月20日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

愛知県弁護士会が平成24年８月８日に告知した同会所属弁護士　金森　将也　会員（登録番号29629）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年２月13日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成25年２月20日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成25年２月20日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第一東京弁護士会が平成24年６月26日に告知した同会所属弁護士　横内　淑郎　会員（登録番号16690）に対する懲戒処分（業務停止４月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年２月13日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成25年２月21日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成25年２月21日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　長野県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　竹内　永浩
　登録番号　18082
　事 務 所　長野県松本市丸の内８－３
　　丸の内ビル
　　竹内永浩法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成25年２月８日

平成25年２月22日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第一東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　材津　豊治
　登録番号　7722
　事 務 所　東京都新宿区西新宿１－23－１
　　ＴＫ新都心ビル９階
　　新都心法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成25年２月19日

平成25年２月25日　　日本弁護士連合会